

令和6年（ネ受）第31号 上告受理申立て事件

申立人 76名

相手方 ■■■■■ 外1名

上告受理申立て理由書

令和6年3月2日

最高裁判所 御中

申立人ら 訴訟代理人

弁護士 川村真文



目次

第1 事実関係の概要は次の通りである。	1
第2 最高裁が判断を示す必要性（裁判所間の判断の相違）	2
第3 損害（損害事実）について	3
第4 弁済の絶対効について	4
第5 求釈明義務違反	6
第6 人種差別について	7

第1 事実関係の概要は次の通りである。

- 1 平成28年2月7日、北朝鮮が弾道ミサイルを発射し、自由民主党は「北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する緊急党声明」（乙7）を行い、同年3月29日、文部科学大臣は「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」の通知（以下「文科大臣通知」という。）を発出した（乙2）。
- 2 文科大臣通知に対して、東京弁護士会会長は4月22日「朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明」を発出し（乙4）、日弁連会長は7月29日に「朝鮮学校に対する補助金停止に反対する会長声明」を発出した（乙5）（以下「両会長声明」という。）。
- 3 両会長声明に対して、本件ブログ運営者が、インターネット上のブログにおいて、一審原告らを含む弁護士を対象弁護士とする懲戒請求を募るとともに、懲戒請求書のひな形を用意し、それをダウンロードする等して記入して日本再生大和会（以下「本件団体」という。）に郵送するよう求める（乙9参照）とともに、家族友人への協力依頼を求めた（乙2参照）。
- 4 その結果、集まった合計960件の懲戒請求書が東京弁護士会に提出された

(平成29年11月13日に590件(平成30年東網第3645～4234号)、同年12月13日に369件(平成30年東網第4235～4603号)、平成30年10月1日に1件(平成30年東網第5143号))。これらは、本件ブログ運営者が用意したひな形によるもので、一審原告らを含む18名を対象弁護士とし、懲戒事由を「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。」とする(甲1)ものであった。

- 5 東京弁護士会は、上記のうち959件(平成30年東網第3645～4603号)について、平成30年4月19日に綱紀委員会に調査開始を命じ(甲4)、綱紀委員会は翌20日に「懲戒委員会に議案の審査を求めない」と議決し(甲2)、東京弁護士会は26日に「被調査人らを懲戒しない」と決定し(甲3)、翌27日、上記議決書及び決定書が一審原告らに送達され、一審原告らはそれにより懲戒請求を受けたことを知った。
- 6 一審原告らは、懲戒請求者に対して損害賠償を請求する(甲7等)とともに、令和3年4月21日付訴状により(960名のうち)892名を被告とし、各一審原告に対する懲戒請求1件当たり33万円(と遅延損害金)を求める損害賠償請求訴訟を提起したところ、それらは分離され、東京地裁の各部に配転された。

第2 最高裁が判断を示す必要性(裁判所間の判断の相違)

上記(第1、6)の一審原告らについて大量懲戒請求の事案(同一事案)について、1審判決、原審判決、本件で書証として提出された判決を比較したものが別紙1である。同一事案においては、同一の判断がなされるべきであるが、裁判所によって、①問題とする損害(大量懲戒請求による損害か個々の懲戒請求による損害か)、②損害額、③弁済の絶対効、③人種差別かの評価といった「法令の解釈に関する重要な事項」(民訴法318条1項)について判断が分かれており、(同じ立場にある)懲戒請求者間で差が生じないよう、最高裁が、各事項について、判断を示す必要がある。特に、一審原告1人に認める慰謝料総額について、0円(判決⑥)、100万円(判決④⑤)、2880万円(判決①)、9600万円(判決②)、2億8800万円(判決③)と分かれており、係属する裁判所によって看過すべきでない巨額の不公平が生じている。(以下、①～⑥は別紙1記載の判決の番号を指す。)

第3 損害（損害事実）について

- 1 本件は合計960件の懲戒請求がなされ、綱紀委員会は、調査を命じられた日（平成30年4月19日）の翌日（20日）に、一審原告らに対して特段の資料の提出等を求めずに懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をし、東京弁護士会は、その6日後（26日）に、懲戒しない旨の決定をしたもので、一審原告らが懲戒の手續に付されたことを知った時（27日）には懲戒の手續が結了していた事案である。かかる事実関係において、原審は、懲戒請求1件当たり10万円の慰謝料を認定した。これは、当該懲戒請求が単独でなされたのであれば妥当な判断といえるかもしれないが、本件は、同一内容の懲戒請求が960件なされた事案であり、懲戒請求1件当たり10万円の慰謝料を認めることは、各一審原告につき、総額で9600万円（＝10万円×960件）の慰謝料を認めることを意味し、それが「被害者が被った現実の損害の補填を目的とするわが国の不法行為損害賠償制度の基本原則ないし基本理念」（乙1（潮見）76頁）と相容れないことは明らかである。
- 2 原審は「1審被告らによる不法行為と他の懲戒請求者の不法行為が共同不法行為の関係にあると認めることはできず、また、違法な懲戒請求によって被る精神的苦痛は懲戒請求ごとに別個のものとするべきである」「本件における全懲戒請求者は、各人がそれぞれ個別に懲戒請求書を作成して東京弁護士会に懲戒請求をしたものであるから、それぞれが独立した別個の不法行為であり、その結果生じる1審原告らの精神的損害も、各懲戒請求ごとに生じるものと解される」と判示する。しかし、本件では（集められた）同一内容の懲戒請求書が、東京弁護士会に、平成29年11月13日に590件、12月13日に369件まとめて提出されており、そのうちの1件の懲戒請求による損害事実¹を認識することや、ある懲戒請求による損害事実と別の懲戒請求による損害事実を区別することは不可能であり、大量懲戒請求による不可分の損害事実²が生じたものである。この点、同じテーマについての複数の異なる記事によって名誉毀損が生じた（＝記事Aによる精神的損害と記事Bによる精神的損害が認識できる）場合とは事案が異なる。
- 3 よって、損害事実としては、一審原告らに生じた損害については、大量懲戒請求によって生じた（不可分の）損害事実について認定・評価すべきであるところ、本来認識できない個別の懲戒請求による損害事実（例えば、平成29年

¹ 「損害事実」は、損害額確定のための金銭評価の対象となる「不法行為によって被害者に生じた不利益な事実」（潮見、基本講義 債権各論Ⅱ不法行為法 第4版（新世社）60頁）である。

² ここでの「不可分の損害事実」とは、交通事故と医療事故について共同不法行為を認めた最高裁 H13.3.13 民集 55-2-328 が「死亡という不可分の一個の結果」と述べているのと同じ意味である。

11月13日にまとめて提出された590件のうちの1件による損害事実)を想定し、単独の懲戒請求による場合を基準に損害事実の金銭評価をしたことが、一審原告が受けた現実の損害をはるかに超える巨額の全体損害を認める結果となった原因である。

- 4 本来、960件の大量懲戒請求において、懲戒請求1件当たりの(数額としての)損害は、959件の懲戒請求に1件を加えることにより生じる損害(=960件の懲戒請求による損害と959件の懲戒請求による損害の差額÷0)となるが、それは、独立の損害事実として認識できるものではなく、大量懲戒請求による損害を懲戒請求件数で割ることで算出される(懲戒請求1件当たりの寄与度に基づく)損害計算の結果である。
- 5 以上、本件では認識できない各懲戒請求による損害事実について損害認定した**①②③**の判決ではなく、実態として存在する大量懲戒請求による不可分の損害事実について損害認定した**④⑤⑥**の判決のアプローチが正当である。

第4 弁済の絶対効について

- 1 判決**①②③**は共同不法行為を否定して弁済の絶対効を否定し、判決**④⑤**は共同不法行為を肯定して弁済の絶対効を肯定し(一審原告の損害賠償請求権の弁済による消滅を認め)た。
- 2 しかしながら(民法719条1項前段の)共同不法行為が認められることが、弁済の絶対効の要件というわけではない。共同不法行為は被害者保護のために、行為の関連共同性故に、共同行為による損害について寄与度減責の抗弁を認めない連帯責任を認める制度である(最高裁 H13.3.13 民集 55-2-328 も寄与度減責を否定する)ところ、そのために要請されるレベルの関連共同性(「強い関連共同性」)が認められなくても、一定の関連共同性(「弱い関連共同性」)が認められる場合には(民法719条1項後段が類推適用され)寄与度減責の抗弁を認める連帯責任とする枠組みが故潮見教授をはじめとする多くの学者や多くの下級審裁判例で採用されている(乙1(潮見)188頁、乙28の2、299頁4行目の西淀川第1次訴訟判決等)。そして、最高裁は、重合的競合(累積的競合)³の場合に、被害者の保護を図るため、民法719条1項後段の類推適用により、複数行為者の寄与度(集团的寄与度)に応じた連帯責任を認める(最高裁令 3.5.7 判タ 1487-106(建設アスベスト訴訟))(乙1(潮見)1

³ 複数の行為が関与して結果が発生した場合であるものの、個々の行為だけでは結果の一部を惹起させることができても、全部の結果を惹起させる可能性がなく、いくつかの行為が積み重なってはじめて全部の結果を惹起させることができる場合、すなわち、全部惹起力のない複数原因が累積して1つの損害が発生した場合のことを、重合的競合(累積的競合・・・)という。(乙1、190頁)

91頁)。⁴

- 3 (用意したひな形による)懲戒請求を大量に集めて提出することは、本件ブログ運営者の計画であり(甲23の5も、告発状についてであるが、「1000通ごとに、まとまれば地検に送付、あるいは直告するのでこだわることはない」(3枚目の2～3行目)と記載されている)、960件の本件懲戒請求の提出は、その実行であるところ、同計画を「本件ブログ運営者、本件団体及び本件大量懲戒請求者が主観的及び客観的に関連共同して行ったものと認められ、民法719条1項前段にいう「共同の不法行為」に当たる」(乙40(判決⑤)、16頁)と解することができる。そして上記計画の実行には多数の者(本件ブログ運営者、本件団体、各懲戒請求者)が関与し、本件ブログ運営者と各懲戒請求者との間に主観的関連共同性があり共同不法行為が成立する以上、全関係者の対外関係と求償関係を統一的・整合的に処理するためにも、全関係者間で、共同不法行為を認めるべきである。しかしながら、原審は、「全懲戒請求者は、各人がそれぞれ個別に懲戒請求書を作成して東弁に懲戒請求をしたのであるから、それぞれが独立した別個の懲戒請求として扱われるものであり、各加害行為に客観的関連共同性はなく、また、個々の懲戒請求者間に意思の連絡があったことを認めるに足りる的確な証拠はないから、主観的関連共同性も認められない。したがって、本件において全懲戒請求者の共同不法行為が成立するものとは解されず、このことは、本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との間に共同不法行為が成立するか否かとは直接関係がない。客観的・主観的関連共同性の要件を欠く以上、求償関係の統一的処理(1審原告らの損害は、各懲戒請求ごとに生じるものであり、これにつき本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との間にそれぞれ共同不法行為が成立するのであれば、求償関係に格別支障が生じるとも考え難い。)を理由に、全懲戒請求者の間で共同不法行為を認めることはできない。」と判示した。

しかしながら(民法719条1項前段に必要な)強い関連共同性が否定されたとしても、弱い関連共同性が認められれば、(民法719条1項後段類推適用により)本件大量懲戒請求による損害について、寄与度減責の抗弁を認める連帯責任となる。そして、上記のとおり、本件ブログ運営者の計画に従い(集められた)同一内容の懲戒請求書が、東京弁護士会に、平成29年11月13日に590件、12月13日に369件まとめて提出され、他方で、裁判所(判決④⑤)によっては「強い関連共同性」を認め(民法719条1項前段の)共

⁴ 乙28の3(新注釈民法(16))の330頁によれば、民法719条1項後段類推の場合には①(被告らに弱い関連共同性の関係がない)競合的不法行為の場合と、②被告らに弱い関連共同性の関係がある場合が含まれ、①の場合には、累積的競合事例であれば、1項後段が類推されるとされるところ、本件大量懲戒請求は、少なくとも弱い関連共同性の関係がある(②)とともに、累積的競合(①)の事例である。

同不法行為を肯定する事案であり、少なくとも「弱い関連共同性」が認められることは明らかである。よって（寄与度減責の抗弁の可否に違いがあっても）本件大量懲戒請求による損害について連帯責任となることに変わりはない。加えて、本件は、重合的競合（累積的競合）によって不可分の損害事実が生じた事案であり、そのことから、民法719条1項後段が類推適用され連帯責任となる。以上より、共同不法行為（719条1項前段）の成否に関係なく、懲戒請求者による弁済の絶対効が認められることとなる。

- 4 この点、一審原告らと異なる当事者についての大量懲戒請求についての損害賠償請求事案であるが、大阪高裁も以上の考えを採用し「本件の事案が、共同不法行為を構成するか、競合的不法行為を構成するかのいずれかであるとするなら、総損害から控除されるべき弁済受領額を秘して加害者に損害賠償請求をすることには問題がある」として（同訴訟の一審原告に対し）「本件の懲戒請求を認識した後、懲戒請求者から、本件に限らず、懲戒請求を原因とする損害賠償として受領した金銭の内容（判決、和解を問わず、件数と金額）」を明らかにするよう求めた（乙35）（同事件は、その一審原告による控訴取り下げと債権放棄で終了した（乙36））。
- 5 尚、原審は、上記のとおり「1審原告らの損害は、各懲戒請求ごとに生じるものであり、これにつき本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との間にそれぞれ共同不法行為が成立するのであれば、求償関係に格別支障が生じるとも考え難い。」と判示するところ、本件ブログ運営者等と各懲戒請求者との共同不法行為を前提とすれば、各一審原告は、本件ブログ運営者に共同不法行為に基づき9600万円もの損害賠償請求ができることになる。しかしながら、一審原告に9600万円もの損害が生じていないことは明らかであり、それは、懲戒請求1件当たり10万円の慰謝料を認めたことが誤りであることを意味するものである。

第5 求釈明義務違反

- 1 一審原告らが受領した弁済は、一審原告らしかわからない事実であるところ、一審被告らは、本件が、共同不法行為（民法719条1項前段）であれ、民法719条1項後段が類推適用される競合的不法行為であれ、弁済の絶対効が認められるべきであることを前提に、原審の第1回口頭弁論期日において、「一審原告の損害は、本件ブログ開設者が（懲戒請求者との）共同不法行為者として負う、大量懲戒請求による損害であり、それを超えて利得をえることは許されないし、受領した弁済を隠して請求することも許されない。一審原告は、一審被告らの求釈明に対しても、その受領金額を明らかにすることを拒絶してきたもので、裁判所において、一審原告にこれまでの受領金額を開示するよう」求釈明を求めたが、原審裁判所は一審原告に釈明を求めなかった（第1回口頭弁論調書参照）。

- 2 一審原告らは、少なくとも、準備書面（控訴審（3））の別紙記載の弁済を受領している。そして、判決④（乙39）は、一審原告■■■■は214万円（元金）、一審原告■■■■は171万円（元金）を受領したことを認定し（20頁）、判決⑤（乙40）は、一審原告■■■■は214万円（元金）、一審原告■■■■は160万円（元金）を受領したことを認定し（17頁）、損害全額の填補を認めている。他方で、一審原告らは、33万円に満たない支払者に対しても、差額について訴訟提起していることから、少なくとも、68名（960人－892人）から慰謝料として各一審原告につき30万円、総額で、各一審原告につき、2040万円（30万円×68人）の支払を受けたことが推認される。かかる事実関係の下、一審原告らにこれまで受領した弁済金額を明らかにさせることなく、その損害賠償請求権を認めることは、損害賠償制度を利用した利得獲得を認めるものに他ならず、それは、被害者が被った現実の損害の補填を目的とする不法行為損害賠償制度の悪用である。
- 3 以上、原審裁判所は、一審被告らの上記求釈明の要請に対して、一審原告らにその受領した弁済について求釈明する義務を負っていたというべきであり、原審には求釈明義務違反がある。

第6 人種差別について

- 1 人種差別とは「人種又は民族に係る特定の属性（以下「民族的属性」という。）を理由」とするもの」である（人種差別撤廃条約1条、乙26、乙30）。それに対して、本件懲戒請求は、以下の背景事情の下、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進する」日弁連と弁護士会の行為を理由に、それに関係する人物を対象弁護士として懲戒請求を行ったもので、人種差別に当たらない。
- (1) 北朝鮮が、日本人拉致、弾道ミサイル発射、核実験等の日本を脅かす行為を行う中、北朝鮮・朝鮮総聯から不当な影響を受けている朝鮮学校への補助金交付について、適正なものとするを求める文科大臣通知を発出したところ、東弁会長と日弁連会長が、同通知を批判してその撤回を求め、朝鮮学校に対する補助金の支出を求める両会長声明を発出した。
- (2) 在日コリアン弁護士会（LAZAK）は、朝鮮高校への補助金請求問題に積極的に関与してきたもので、両会長声明は、LAZAKとの連携によるものであることが合理的に推認されるところ、一審原告■■■■弁護士はLAZAKの元代表、一審原告■■■■弁護士はLAZAKの副代表である（乙21、乙22）。
- (3) 北朝鮮・朝鮮総聯による朝鮮学校に対する不当な影響を認定し、朝鮮総聯との不適切な関係を理由に、大阪朝鮮学校が高等学校就学支援金支給校指定から除外したことは違法でないとする司法判断もなされて

おり（乙１５、乙１６）、文科大臣通知には、両会長声明が指摘するような人権侵害等がないことが確認されている。

- (4) 東京高裁も、弁護士会の活動は「目的を逸脱した行為に出ることはできないものであり、公法人であることをも考えると、特に特定の政治的な主義、主張や目的に出たり、中立性、公正を損なうような活動をするには許されない」と判示する（乙１１）ように、強制加入団体であり、様々な政治思想信条を有する弁護士が所属する、弁護士会や日弁連には、政治的中立性が要請されるべきところ、弁護士会や日弁連が、両会長声明のように、あたかも左派政党のような政治声明を行い活動をするについては、会員弁護士からも強い批判がある（乙１２、乙１３、乙１１）。

- (5) 以上の経緯において、一審被告らは、本件ブログ運営者の呼び掛けに応じ、東京弁護士会や日弁連が、コリアン弁護士会（LAZAK）と連携して、文科大臣通知を批判してその撤回を求め、朝鮮学校に対する補助金の支出を求める活動を行っていることを理由として、東京弁護士会の会員弁護士やLAZAKの幹部である一審原告らを含む弁護士について、懲戒請求を行った。

- 2 これに対し、原審は、「本件各懲戒請求においては、朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ、これらを犯罪行為ないし利敵行為と断じていること、対象とされた弁護士らのうち１審原告らを含む８名の姓は在日コリアンに多くみられる姓であること、１審被告らは１審原告らを含む対象弁護士らとの間に業務上の関係も個人的な面識もなかったこと（甲１４、１５、弁論の全趣旨）のほか、本件ブログが、「在日や反日勢力を駆逐することを目的としたブログ」とされ、いわゆる在日コリアンを外患罪等で排除すること等を主張し、本件各懲戒請求のひな型も本件ブログに掲載されており、１審被告らは本件ブログを通じて入手したひな型に署名押印するなどして本件各懲戒請求をしたと認められること（甲２３の１ないし７、弁論の全趣旨）を考慮すると、１審被告らが本件各懲戒請求においてあえて東弁の会長等でない上記８名を懲戒の対象とした理由は、専らその姓を手掛かりとし、在日コリアンという民族的出自に着目したためであると認めることができ、これに反する１審被告らの主張は採用できない。そうすると、本件各懲戒請求は１審原告らの民族的出自に着目し、差別的意図に基づいて敢えて行われたものであり、かつ、１審原告らは、全く面識のない１審被告らから事後的、法律的根拠のない本件各懲戒請求をされたのであるから、１審原告らが本件各懲戒請求によって受けた精神的苦痛が大きいことは、容易に推認されるところである。」と判示する。

- 3 しかしながら①「朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ、これらを犯罪行為な

いし利敵行為と断じていること」について、上記1(1)～(5)記載の背景の下「朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ」ていることは、日弁連と（東京）弁護士会の具体的な行動を理由とするもので「民族的属性」を理由とするものではない。②「対象とされた弁護士らのうち1審原告らを含む8名の姓は在日コリアンに多くみられる姓であること」についても、それ以外の10名は在日コリアンではなく、また一審原告らは上記活動（朝鮮学校に対する補助金交付を要求する活動）に積極的に関与する在日コリアン弁護士会（LAZAK）の幹部であり「民族的属性」で選ばれているわけでもない。③「1審被告らは1審原告らを含む対象弁護士らとの間に業務上の関係も個人的な面識もなかったこと」について、そもそも対象弁護士を選んだのは本件ブログ運営者であり、一審被告らに対象弁護士と個人的面識がないことは人種差別と関係ない。④「本件ブログが、「在日や反日勢力を駆逐することを目的としたブログ」とされ、いわゆる在日コリアンを外患罪等で排除すること等を主張し、本件各懲戒請求のひな型も本件ブログに掲載されており、1審被告らは本件ブログを通じて入手したひな型に署名押印するなどして本件各懲戒請求をしたと認められること（甲23の1ないし7、弁論の全趣旨）」について、一審被告らが責任を問われるのは、行った懲戒請求についてであり、本件ブログについてではない。本件懲戒請求を行ったことが、それを超えて本件ブログに賛同したことを意味するものではないし、一審被告らは本件ブログについて責任を負う立場にもない。一審被告らの中には（家族・知人から協力をお願いされ（乙2））本件ブログを閲覧することなく懲戒請求を行った者もいる。以上、原審の「本件各懲戒請求は1審原告らの民族的出自に着目し、差別的意図に基づいて敢えて行われたもの」との評価は妥当ではなく、判決④⑤が判示するように、本件懲戒請求は、人種差別によるものでないというべきである。

本理由書での主張のポイントを別紙2にまとめている。

表中、○は肯定、×は否定、△は言及なしである。

	判決❶（一審） 東京地裁 令和5年7月31日	判決❷（原審） 東京高裁 令和5年12月21日	判決❸（甲22） 東京高裁 令和5年7月13日	判決❹（乙39） 東京地裁 令和5年5月30日	判決❺（乙40） 東京地裁 令和5年9月11日	判決❻（乙41） 東京地裁 令和5年9月20日
共同不法行為と弁済の絶対効	否定			肯定		
懲戒請求1件による慰謝料	¥30,000	¥100,000	¥300,000		¥600 (寄与度に基づく計算)	¥0
懲戒請求数	960					
一審原告1人に生じた慰謝料総額	¥28,800,000	¥96,000,000	¥288,000,000	¥1,000,000	¥1,000,000	¥0
結論	請求を（一部）認容			弁済の絶対効⇒請求棄却		
問題とした損害	各懲戒請求による損害			大量懲戒請求による損害		
損害の有無	○	○	○	○	○	×
人種差別	○	○	○	×	△	×
登録替・登録取消の請求ができなくなる	○	○	○	×	×	×
ことによる損害						
利益相反チェックによる損害	○	○	○	×	△	△

判決②	損害減額事由として、本件各懲戒請求が他の懲戒請求者による懲戒請求と併せて調査に付され、東弁の綱紀委員会の議決を受けて東弁が1審原告らを懲戒しない旨の決定をし、これが1審原告らに通知されて精神的苦痛を与えたという経緯を指摘。
判決⑥	東京弁護士会綱紀委員会、本件懲戒請求に係る事実の調査を命じられた日の翌日に、原告らに対して特段の資料の提出等を求めずに懲戒委員会に事実の審査を求めないことを相当とする議決をし、東京弁護士会は、その6日後に、原告らを懲戒しない旨の決定をしたのであって、原告らが懲戒の手続に付されたことを知ったときには、懲戒の手続が結了していた⇒濫用的な懲戒請求によりその対象とされた弁護士等が不当な利益侵害を受けないように、綱紀委員会限りの判断で懲戒しない旨の決定をする手続(弁護士法58条4項)が活用され、原告らに調査等への対応をさせることなく処理されたことにより、原告らへの不当な利益侵害が避けられたと評価することができる。
コメント	

まとめ

第1 事実関係	
1	北朝鮮の弾道ミサイル発射等⇒文科大臣通知（乙2）⇒両会長声明⇒本件ブログ運営者が懲戒請求を募り、集まった960件の懲戒請求書を提出（平成29年11月13日に590件、同年12月13日に369件、平成30年10月1日に1件）⇒
2	東京弁護士会は、 平成30年4月19日：綱紀委員会に調査開始を命じる 同月20日：綱紀委員会は「懲戒委員会に議案の審査を求めない」と議決 同月26日：東京弁護士会は「被調査人を懲戒しない」と決定 同月27日：議決書・決定書が一審原告らに送達され、懲戒請求を受けたことを知る。
第2 最高裁が判断を示す必要性（裁判所間の判断の相違）	
	(1)問題とする損害（大量懲戒請求による損害（判決456））か個々の懲戒請求による損害（判決123）か）
	(2)損害額（一審原告1人に認める慰謝料総額：0円（判決6）、100万円（判決45）、2880万円（判決1）、9600万円（判決2）、2億8800万円（判決3）
	(3)弁済の絶対効：否定（判決123）、肯定（判決45）
	(4)人種差別か：肯定（判決123）、否定（判決45）
第3 損害（損害事実）	
原審	原審（判決2）：懲戒請求1件当たり慰謝料10万円⇒960件で慰謝料9600万円
主張	上記「第1 事実関係」2⇒一審原告は9600万円もの損害を被っていない。 ①平成29年11月13日に590件、同年12月13日に369件の懲戒請求が提出⇒そのうち1件の懲戒請求による損害事実は認識できないし、ある懲戒請求による損害事実と別の懲戒請求による損害事実を区別することは不可能。 ②本件で存在するは、大量懲戒請求によって生じた（不可分の）損害事実。 ⇒ 各懲戒請求による損害事実についての損害を認定する123の判決ではなく、大量懲戒請求による不可分の損害事実についての損害を認定する456の判決のアプローチが正当。 960件の大量懲戒請求において、懲戒請求1件当たりの（数額としての）損害額は、959件の懲戒請求に1件を加えることにより生じる損害（＝960件の懲戒請求による損害と959件の懲戒請求による損害の差額＝0）となるが、それは、独立の損害事実として認識できるものではなく、大量懲戒請求による損害を懲戒請求件数で割ることで算出される損害計算の結果。
第4 弁済の絶対効	
原審	共同不法行為否定⇒弁済の絶対効を否定
主張	①強い関連共同性⇒民法719条前段の共同不法行為 ②弱い関連共同性⇒民法719条後段類推適用⇒寄与度減責の抗弁を認める連帯責任 ③重合的競合（累積的競合）＋損害が不可分一体⇒民法719条後段類推適用⇒寄与度減責の抗弁を認める連帯責任 本件は、①という判断もあり得るが「強い関連共同性」がないとして①に当たらないとしても「弱い関連共同性」は認められる⇒②の寄与度減責の抗弁を認める連帯責任となる。 本件は、重合的競合（累積的競合）＋損害が不可分一体の場合でもある⇒③の寄与度減責の抗弁を認める連帯責任となる。 以上、①か②③かで、寄与度減責の抗弁の可否の違いはあるが、いずれにしても連帯責任となり、弁済の絶対効が認められる。

第5 求釈明義務違反	
原審	一審被告らの要請に対しても、一審原告らに釈明を求めず。
主張	①弁済の絶対効 ②一審原告らが受領した弁済は、一審原告らにしかわからない ③一審被告らの求釈明に一審原告らは応じない。 ⇒ 一審被告らの要請に基づき、裁判所には一審原告らに対して、受領した弁済について明らかにするよう釈明を求める義務がある。
第6 人種差別について	
主張	人種差別とは「人種又は民族に係る特定の属性（以下「民族的属性」という。）を理由」とするもの」 本件懲戒請求は、（理由書記載の）背景事情の下、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進する」弁護士会と日弁連の行為を理由に、関係する人物を対象弁護士として懲戒請求を行ったもので、民族的属性を理由とするものではない⇒人種差別に当たらない。
原審	①本件各懲戒請求においては、朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ、これらを犯罪行為ないし利敵行為と断じていること、 ②対象とされた弁護士らのうち1審原告らを含む8名の姓は在日コリアンに多くみられる姓であること、 ③1審被告らは1審原告らを含む対象弁護士らとの間に業務上の関係も個人的な面識もなかったこと(甲14、15、弁論の全趣旨) ④本件ブログが、「在日や反日勢力を駆逐することを目的としたブログ」とされ、いわゆる在日コリアンを外患罪等で排除すること等を主張し、本件各懲戒請求のひな型も本件ブログに掲載されており、1審被告らは本件ブログを通じて入手したひな型に署名押印するなどして本件各懲戒請求をしたと認められること(甲23の1ないし7、弁論の全趣旨) ⇒1審被告らが本件各懲戒請求においてあえて東弁の会長等でない上記8名を懲戒の対象とした理由は、専らその姓を手掛かりとし、在日コリアンという民族的出自に着目したためであると認めることができ、これに反する1審被告らの主張は採用できない。 本件各懲戒請求は1審原告らの民族的出自に着目し、差別的意図に基づいて敢えて行われたもの。
反論	対①：具体的状況の下「朝鮮学校に対する補助金交付を要求する本件各声明への賛同等や在日コリアン弁護士会との連携を懲戒事由に挙げ」ていることは、日弁連や弁護士会の具体的な行動を理由とするもので「民族的属性」を理由とするものではない。 対②：それ（原審が指摘する8名）以外の10名は在日コリアンではなく、また一審原告らは上記活動（朝鮮学校に対する補助金交付を要求する活動）積極的に関係する在日コリアン弁護士会（LAZAK）の幹部であり「民族的属性」で選ばれているわけでもない。 対③：対象弁護士を選んだのは本件ブログ運営者であり、一審被告らに対象弁護士と個人的面識がないことは人種差別と関係がない。 対④：一審被告らが責任を問われるのは、行った懲戒請求についてであり、本件ブログについてではない。本件懲戒請求を行ったことが、それを超えて、本件ブログに賛同したことを意味するものでもないし、一審被告らは本件ブログについて責任を負う立場にもない。一審被告らの中には（家族・知人から協力をお願いされ（乙2））本件ブログを閲覧することなく懲戒請求を行った者もある。 ⇒原審の「本件各懲戒請求は1審原告らの民族的出自に着目し、差別的意図に基づいて敢えて行われたもの」との評価は妥当でない。